平成23年３月８日
第2263号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○公の施設の指定管理者の指定（１２７・観光課）……1
○建設業の許可の取り消し（１２８・秋田地域振興局総務企画部）……1
○建設業の許可の取り消し（１２９・仙北地域振興局総務企画部）……2
○河川区域の変更による廃川敷地等（１３０・仙北地域振興局建設部）……2
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……3
○県営土地改良事業計画の決定（北秋田地域振興局農林部）……3
○県営土地改良事業計画の決定（秋田地域振興局農林部）……3
○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……3
教育委員会告示
○教育委員会会議の開催（２・教育庁総務課）……3
公安委員会規則
○秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（１・交通企画課）……4

告　　示

秋田県告示第127号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第３号）第６条の規定により、次のとおり秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの指定管理者を指定したので、同条例第８条の規定に基づき、公告する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　指定管理者の住所及び名称
　にかほ市象潟町字浜ノ田１番地
　にかほ市
２　指定の期間
　平成23年４月１日から平成24年３月31日まで

秋田県告示第128号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１(1)　処分をした年月日
　平成23年２月24日
(2)　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
　有限会社県南基礎工事
　秋田市仁井田新田二丁目15番４号
　代表取締役　髙　橋　糊　子
　秋田県知事許可（般－18）第40459号
(3)　処分の内容
　土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
(4)　処分の原因となった事実
　平成23年２月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

2(1)　処分をした年月日
平成23年２月24日

(2)　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社相川産業
秋田市雄和相川字銅屋257番地
代表取締役　秋　元　勝　男
秋田県知事許可（般－17）第12393号

(3)　処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4)　処分の原因となった事実
平成23年２月24日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第129号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　処分をした年月日
平成23年２月18日

2　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社環境企画
大仙市大曲若葉町２番13号
代表取締役　加登野　恵　一
秋田県知事許可（般－17）第80188号

3　処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4　処分の原因となった事実
平成23年２月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第130号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　河川の名称　一級河川　才津川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成22年12月24日

3　廃川敷地等の位置、種類及び面積

位　　置	種類	面　　積
仙北市田沢湖卒田字荒町258番１	土　地	50.12平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4　その他
河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から３月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日

平成23年２月25日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　あきた地球熱利用事業ネットワーク

３　代表者の氏名

山　口　伸　次

４　主たる事務所の所在地

秋田市山王三丁目１番13号　川崎地質株式会社秋田事務所内

５　定款に記載された目的

この法人は、学、産業界、官庁の産学官が連携して、温泉熱や地中熱の利用促進をとおして、化石エネルギーから地産の自然エネルギーへの転換を目指し、会員全員が事業に積極的に関与して、地場産業の振興、地域振興、及び低炭素社会構築に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、北秋田市脇神字石ノ巻岱191番地畠山国芳ほか15人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（陣場岱地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し

２　縦覧期間　平成23年３月９日から同年４月６日まで

３　縦覧場所　北秋田市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、男鹿市から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（町田地区農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し

２　縦覧期間　平成23年３月９日から同年４月６日まで

３　縦覧場所　男鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

退任理事の住所及び氏名

仙北市角館町白岩堂野口100番地　　相　馬　武　夫

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第２号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年３月８日

秋田県教育委員会委員長　北　林　真知子

１　日時

平成23年３月10日午後３時

２　場所

教育委員会委員室

３　案件

(1)　議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

(2)　議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
(3)　秋田県教育委員会委員の辞職について
(4)　秋田県指定文化財の指定について
(5)　秋田県文化財保護審議会委員の任命について
(6)　その他

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第１号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年３月８日

秋田県公安委員会委員長　芳　賀　京　子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２一般国道13号湯沢横手道路の項の次に次のように加える。

一般国道46号角館バイパス	仙北市田沢湖小松字二枚橋126番１地先から同市角館町雲然山崎143番６地先まで

別表第２一般国道13号の項の次に次のように加える。

一般国道13号神宮寺バイパス	大仙市花館字間倉州崎100番地先から同市北楢岡字中野369番１地先まで

別表第２県道秋田天王線の項中「同市茨島二丁目５番１地先」を「同市土崎港南一丁目597番１地先」に改め、同項の次に次のように加える。

県道秋田北インター線	秋田市外旭川字野村210番３地先から同市上新城中字南波掛28番２地先まで

別表第２県道寺内新屋雄和線の項の次に次のように加える。

県道秋田停車場線	秋田市旭北錦町１番２地先から同市川尻町字大川反233番234地先まで

附　則

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

正　　誤

ページ	行	誤	正
平成22年12月17日（第2241号）掲載の秋田県告示第589号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）			
1	終わりから16	字館野10の29	字館野19の29

発行者　秋　田　県　　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　　秋田市山王七丁目５番29号